

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立がん研究センター】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月21日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人国立がん研究センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成24年度の一般管理費(退職金給付費用を除く)は、709,165千円となっており、国時代(平成21年度)の857,219千円と比べれば、148,054千円(17.3%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年3月25日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。

○契約監視委員会の内容
随意契約の妥当性及び一者応札の妥当性について確認するとともに契約審査委員会の審議状況について確認した。(平成24年度中に4回開催：平成24年6月25日、平成24年9月28日、平成24年12月17日、平成25年3月1日)

○契約審査委員会による審議実施
契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。具体的には、事案毎に随意契約の妥当性、一般競争入札の参加資格等について審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保を図っている。一者応札・応募とならないよう競争性が実行出来る仕様書の策定、総合評価方式の採用並びに業者への入札参加要請等積極的な勧誘等を行い、競争性・透明性の確保を図っている。
(24年度に10回開催：平成24年6月22日、平成24年7月31日、平成24年8月28日、平成24年9月27日、平成24年10月30日、平成24年11月29日、平成24年12月18日、平成25年1月30日、平成25年2月19日、平成25年3月22日)

【一者応札・一者応募の改善方策例】

- ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する
- ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない
- ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する
- ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする
- ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

【契約実績】

- ・平成22年度実績
(金額ベース)
一般競争等24,221,600千円(86.7%)、競争性のない随意契約3,720,814千円(13.3%)
(件数ベース)
一般競争等280件(73.3%)、競争性のない随意契約102件(26.7%)
- ・平成23年度実績
(金額ベース)
一般競争等19,590,000千円(78.4%)、競争性のない随意契約5,390,000千円(21.6%)
(件数ベース)
一般競争等305件(65.0%)、競争性のない随意契約164件(35.0%)
- ・(平成24年度実績)
(金額ベース)
一般競争等12,502,757千円(76.6%)、競争性のない随意契約3,816,846千円(23.4%)
(件数ベース)
一般競争等275件(65.2%)、競争性のない随意契約147件(34.8%)

○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。

<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成25年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○契約事務の合理化、効率化及びスケールメリットによる価格低減を図ることを目的として、これまでも医薬品等について6NC全体で共同入札を実施してきた。さらに、24年6月には国立病院機構、労働者健康福祉機構を加えた8法人で医薬品の共同入札を実施した。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○一定額以上の契約案件について、外部有識者を含む契約審査委員会で審議し仕様書の点検、見直し等を行った。</p> <p>○調達物品の性質、使用期間、価格等、総合的に購入又はリースの検討を行い調達している。</p> <p>○先端研究の調達がメインであり、調達に当たっては応札者が少数の場合が多く一者応札のケースが多いため、他の類似法人に対して取引実績照会を積極的に照会し適正価格の把握に努めた。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえ、必要に応じて取り組みや検討を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○公共サービス改革プログラムによる調達・契約手法の多様化に対応すべく、民間の創意工夫を引き出すための競争的交渉方式である公募型競争企画契約方式を積極的に導入した。</p> <p>【中央病院契約実績】平成23年度 12件 625,879,547円 平成24年度 10件 343,916,753円</p>

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。

○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

○ 人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。
平成24年度には「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月に役員、平成25年2月に職員の退職規程を改定した。

○ 医師、看護師、研究職、事務・技術職員の給与水準は国家公務員と比べて高くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。

(参考) 医師の平成24年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「124.7」)
看護師の平成24年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「111.8」)
研究職の平成24年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「113.4」)
事務・技術職員の平成24年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案「99.8」)

(医師)

・平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね124以下となるよう努力していく。

(看護師)

・平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響や民間医療機関の看護師給与及び業務の実績などを総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。また、人事院勧告、民間医療機関の看護師の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応することにより平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね111以下となるよう努力していく。

(研究職員)

・平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね113以下となるよう努力していく。

(事務・技術職員)

・平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度とは違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な水準の確保について検証する。引き続き、人事院勧告、民間企業の給与及び業務の実績などを考慮し、適切に対応していく。平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね100以下となるよう努力していく。

○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。

○ 「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。

○ 平成24年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。

② 管理運営の適正化

○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

<人員体制>
 ○事務部門
 ・事務部門について組織の見直しを行い、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現(23年度)
 ・事務職において統括事務部長及び東病院事務部長のポストを導入し、ラインの権限と責任の明確化を図った。
 ○ガバナンス体制
 ・理事会、監査室の設置により、ガバナンス体制を強化(23年度)
 ・診療科長など、部長級の全職員が参加する運営会議を定期的に開催し、情報の共有化を推進(23年度)
 ・診療部門における部長制を廃止し、科長制を導入することにより、権限と責任を明確化(23年度)
 ・幹部職員へ任期付任用制度を導入し、人材の流動性を確保(23年度)
 理事長のリーダーシップを前提に、現場の意見を反映できる運営体制を構築
 ・理事会に加えて執行役員会を設置するとともに、各部門の運営会議の機能強化を図ることにより、部門間及び部門内の意見調整・情報共有を推進
 ・企画戦略局を設置し、特命事項に関する調査・検討を行うシンクタンク機能を付与
 また、病院の診療部門においても以下のような組織改革を行った。
 ・診療科長会議(内科系・外科系等)の設置による診療技術の向上・診療科間の調整
 ・診療科の再編(専門分野の明確化及び細分化)
 ○職員教育
 職員の意識改革の為に以下の取組を実施した。
 ・シンボルマーク、標語の募集(23年度)
 ・NCCの今後のあり方について広く各界の意見を聞き、職員それぞれの立場において今後のNCCが担うべき役割等を考えるきっかけとするために、シンポジウム「今後の国立がん研究センターのあり方を考える」を開始した。(H24.12.26～)
 ・新採用職員研修(H23.4.1～4、H24.4.2～4.5、平成25.4.1～4.4)
 目的:病院職員としての一般知識や医療安全義務等の基礎的な事を習得するため
 ・SD(スタッフデベロップメント)研修(H24.7.26、H24.9.14、H24.9.19、H24.12.17、H25.3.5)
 目的:事務職員を対象に企画立案能力や企業会計等に関するスキルアップを図るため
 ・事務職員簿記研修(H24.10.11 基礎編)
 目的:センターで就業する事務職員のスキル向上をねらい、簿記の基礎知識を習得するため
 ・医療安全・院内感染研修
 中央 医療安全 H24.11.29、12/5、12/11
 東 医療安全 H24.6.6、9/7、10/16、1/17、2/5、2/14
 中央 院内感染 H24.11.7、H25.2.13
 東 院内感染 H24.11.7、11/29、1/23、1/31、2/5、3/22
 目的:安全管理の知識を深めるため
 ○その他
 ・理事長による決裁の確認や月次決算制度の導入などを通して、職員のコストに対する意識を改革し、経費削減を徹底(23年度)
 ・職員が行っていた健康診断業務の全面委託化を図り、業務の効率化に努めた。
 <効率化目標>
 ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。
 ・平成24年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、709,165千円となっており、国時代(平成21年度)の857,219千円と比べれば、148,054千円(17.3%)削減している。

○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。

○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。
 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。
 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な額の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○法令遵守の観点から法人の事業全体を横断的に審査することのできる組織として監査室を設置し、内部監査等の組織体制を構築した。 ○監事の指導の下、監査室において、外部監査人等と連携し、センター各部門の問題事項の抽出、調査及び、監査を実施して、業務改善に向けた提案を行った。具体的には、下記の事項について監査を実施した。 ・内容：診療報酬管理監査(H24.8.21、H24.11.7)、契約関係(固定資産取得手続き)監査(H24.8.31)、旅費・交通費等監査(H24.9.19)、公的研究費の管理状況監査(H24.9.21)、医業未収金監査(H24.10.5、H24.10.26)、共同研究費・知的財産管理状況監査(H24.10.24)、役員報酬及び職員給与監査(H24.11.21)、取引業者に関する債権・債務残高確認調査(H24.12.17)、廃棄物の処理関係監査(H25.1.22)、諸規程の整備状況監査(H25.3.15) ・改善状況等：研究費管理体制については適正経理管理室にて、より適正な研究費の執行体制の確立に取り組むこととした。 ○6NC間の監事、監査室の連携を強化する為、NC監事、監査室の連絡会議をそれぞれ開催した。 ○監査室が委員会事務局となる契約監視委員会を四半期に一度開催し、随意契約及び1者応札1者応募契約の適否について審議した。 ○研究費の適正管理の為、監査室が事務局となる適正経理管理室を平成23年10月に設置し、適正経理管理室会議を開催し、研究費不正経理防止計画を策定した。(第1回適正管理室会議を平成23年12月15日に開催し、平成24年3月19日の第2回会議により、研究費不正経理防止計画(案)を策定。) 平成24年度については、第1回適正管理室会議を平成24年11月20日に開催し、研究費不正使用防止計画(24年度計画)を確定した。また、平成25年2月6日に第2回会議を開催し、24年度計画の進捗状況についてモニタリングを実施した。)</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○知的財産の活用については、特許を企業にライセンスし製品化されたものから実施料を、また研究成果有体物を供与することで対価を得ることにより自己収入の拡大を図っている。</p> <p>○ライセンス、出願、放棄を決定するために、連携先の東大TLOと共同で特許性のみならず、市場性を検討して総合的に判断することをルールとし、ライセンスが期待できない出願は継続しないこととしている。</p> <p>○特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の特許出願件数21件 ・平成23年度の特許出願件数12件 ・平成24年度の特許出願件数37件 ・平成22～24年度においては、特許を受ける権利の譲渡及び実施許諾により15,124,902円の収入があった。 <p>また、特許出願の維持管理について随時見直しを行い、平成24年度には61件を製品化の見込が低いとして権利化および維持を断念した。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される評価委員会を設置し、中間・事後の評価を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称: がん研究開発費評価委員会 ・導入時期: 平成22年10月4日 ・評価者氏名・所属: <p>関谷 剛男(財団法人佐々木研究所・研究所長) 塩崎 均(近畿大学・学長) 深尾 彰(山形大学・副学長) 大島 明(大阪成人病センターがん相談支援センター・顧問) 二村 雄次(愛知県がんセンター・名誉総長) 田村 和夫(福岡大学医学部腫瘍・血液・感染症内科学・教授) 武藤 誠(京都大学国際高等教育院 特定教授) 辻 一郎(東北大学大学院医学系研究科・社会医学講座公衆衛生学分野・教授) 浅香 正博(北海道大学大学院医学研究科がん予防内科学講座・特任教授) 杉村 和朗(神戸大学医学部付属病院・病院長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価の実績: 平成22年度は96課題、平成23年度は114課題、平成24年度は99課題についてそれぞれ評価を行い、採否と配分額を決定する根拠となった。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。</p> <p>○研究課題及び評価方法等についてホームページ上で公表している。</p> <p>具体的には次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん研究開発費の概要、外部評価委員一覧、研究課題一覧、がん研究データベース(基本情報、研究者情報、報告書情報。旧がん研究助成金時代のものを含む。)、評価方法

No.	49	所管	厚生労働省	法人名	国立がん研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------

平成25年7月1日現在

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取り組みを実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く）を一層削減する。	2a	<p><人員体制></p> <p>○事務部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について組織の見直しを行い、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現（23年度） ・事務職において統括事務部長及び東病院事務部長のポストを導入し、ラインの権限と責任の明確化を図った。 <p>○ガバナンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、監査室の設置により、ガバナンス体制を強化（23年度） ・診療科長など、部長級の全職員が参加する運営会議を定期的に開催し、情報の共有化を推進（23年度） ・診療部門における部長制を廃止し、科長制を導入することにより、権限と責任を明確化（23年度） ・幹部職員へ任期付任用制度を導入し、人材の流動性を確保（23年度） <p>理事長のリーダーシップを前提に、現場の意見を反映できる運営体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会に加えて執行役員会を設置するとともに、各部門の運営会議の機能強化を図ることにより、部門間及び部門内の意見調整・情報共有を推進 ・企画戦略局を設置し、特命事項に関する調査・検討を行うシンクタンク機能を付与 また、病院の診療部門においても以下のような組織改革を行った。 ・診療科長会議（内科系・外科系等）の設置による診療技術の向上・診療科間の調整 ・診療科の再編（専門分野の明確化及び細分化） <p>○職員教育</p> <p>職員の意識改革の為に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルマーク、標語の募集（23年度） ・NCCの今後のあり方について広く各界の意見を聞き、職員それぞれの立場において今後のNCCが担うべき役割等を考えるきっかけとするために、シンポジウム「今後の国立がん研究センターのあり方を考える」を開始した。（H24.12.26～） ・新採用職員研修（H23.4.1～4.、H24.4.2～4.5、平成25.4.1～4.4） <p>目的：病院職員としての一般知識や医療安全義務等の基礎的な事を習得するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SD（スタッフデベロップメント）研修（H24.7.26、H24.9.14、H24.9.19、H24.12.17、H25.3.5） <p>目的：事務職員を対象に企画立案能力や企業会計等に関するスキルアップを図るため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員簿記研修（H24.10.11 基礎編） <p>目的：センターで就業する事務職員のスキル向上をねらい、簿記の基礎知識を習得するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全・院内感染研修 <ul style="list-style-type: none"> 中央 医療安全 H24.11.29、12/5、12/11 東 医療安全 H24.6.6、9/7、10/16、1/17、2/5、2/14 中央 院内感染 H24.11.7、H25.2.13 東 院内感染 H24.11.7、11/29、1/23、1/31、2/5、3/22 <p>目的：安全管理の知識を深めるため</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長による決裁の確認や月次決算制度の導入などを通して、職員のコストに対する意識を改革し、経費削減を徹底（23年度） ・職員が行っていた健康診断業務の全面委託化を図り、業務の効率化に努めた。（効率化目標） <p>○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、709,165千円となっており、国時代（平成21年度）の857,219千円と比べれば、148,054千円（17.3%）削減している。 <p><予算の状況></p> <p>研究事業等の不採算部門にかかる経費の財源として平成25年度の運営費交付金については、対前年度（補正後）778,581千円の削減（▲9.5%）、対前々年330,104千円の削減（▲15.2%）となった。</p> <p>平成25年度予算額には、重点分野（成長による富の創出）として、「バイオバンク事業」に係る経費、201,757千円が確保されたところである。</p>	引き続き業務の効率化に努めていく。
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 一般管理費						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○法令遵守の観点から法人の事業全体を横断的に審査することのできる組織として監査室を設置し、内部監査等の組織体制を構築した。</p> <p>○監事の指導の下、監査室において、外部監査人等と連携し、センター各部門の問題事項の抽出、調査及び、監査を実施して、業務改善に向けた提案を行った。具体的には、下記の事項について監査を実施した。（H23.10.20、11.17、12.1、12.22、12.27、12.28、H24.1.1、3.22、3.31）</p> <p>・内容：旅費交通費及びタクシー券の管理状況、公的研究費の管理状況監査、知的財産（特許）の管理状況監査、給与・報酬支払い状況の調査、中央病院及び東病院における歳入金（未収金）管理状況等の監査、委託契約における感染対策確認監査、廃棄物処理関係監査、一括購入型SPD契約開始に伴う棚卸資産確認、診療報酬漏れに関するシステム連携調査、取引業者に関する債権・債務残高確認、規程類の整備改善状況確認</p> <p>・改善状況等：研究費管理体制に適正経理管理室にて、より適正な研究費の執行体制の確立に取り組むこととした。</p> <p>○6NC間の監事、監査室の連携を強化する為、NC監事、監査室の連絡会議をそれぞれ継続して開催した。</p> <p>○監査室が委員会事務局となる契約監視委員会を四半期に一度開催し、随意契約及び1者応札1者応募契約の適否について審議した。</p> <p>○研究費の適正管理の為、監査室が事務局となる適正経理管理室を平成23年10月に設置し、適正経理管理室会議を開催し、研究費不正経理防止計画を策定した。（第1回適正管理室会議を平成23年12月15日に開催し、平成24年3月19日の第2回会議により、研究費不正経理防止計画（案）を策定。）</p>	措置済み
08	業務運営の効率化等	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）を踏まえた適正化を図り、その取り組み状況を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年3月25日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <p>○契約監視委員会の内容 随意契約の妥当性及び1者応札の妥当性について確認するとともに契約審査委員会の審議状況について確認した。 （平成24年度中に4回開催：平成24年6月25日、平成24年9月28日、平成24年12月17日、平成25年3月1日）</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。具体的には、事案毎に随意契約の妥当性、一般競争入札の参加資格等について審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保を図っている。1者応札・応募とならないよう競争性が実行出来る仕様書の策定、総合評価方式の採用並びに業者への入札参加要請等積極的な勧誘等を行い、競争性・透明性の確保を図っている。 （24年度に10回開催：平成24年6月22日、平成24年7月31日、平成24年8月28日、平成24年9月27日、平成24年10月30日、平成24年11月29日、平成24年12月18日、平成25年1月30日、平成25年2月19日、平成25年3月22日）</p> <p>【1者応札・1者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。 <p>【契約実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度実績 （金額ベース） 一般競争等24,221,600千円（86.7%）、競争性のない随意契約3,720,814千円（13.3%） （件数ベース） 一般競争等280件（73.3%）、競争性のない随意契約102件（26.7%） ・平成23年度実績 （金額ベース） 一般競争等19,590,000千円（78.4%）、競争性のない随意契約5,390,000千円（21.6%） （件数ベース） 一般競争等305件（65.0%）、競争性のない随意契約164件（35.0%） ・（平成24年度実績） （金額ベース） 一般競争等12,502,757千円（76.6%）、競争性のない随意契約3,816,846千円（23.4%） （件数ベース） 一般競争等275件（65.2%）、競争性のない随意契約147件（34.8%） 	引き続き原則一般競争入札を行うこととする。